

# 神奈川県立百合丘高等学校における学校運営協議会設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項の規定、神奈川県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（以下「設置規則」）、神奈川県立学校に設置する学校運営協議会の運営等に関する要綱（以下「要綱」）に基づき、神奈川県立百合丘高等学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という）について、必要な事項を定める。

## (趣旨)

第2条 協議会は、学校運営に関して神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という）及び校長の権限と責任の下、保護者等や地域住民等の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者等、地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や生徒の健全育成に取り組むものとする。

## (学校運営協議会の名称)

第3条 協議会の名称は、「百合丘高等学校運営協議会（以下「協議会」という）」と称す。

## (指定等)

第4条 教育委員会が協議会の設置を指定した学校（以下「指定校」という）として、神奈川県立百合丘高等学校（以下「学校」という）に協議会を設置する。

## (学校運営に関する基本的な方針の承認)

第5条 校長は次の各号に掲げる事項について、毎年度（第1号に掲げる事項にあっては、策定又は改定年度）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第3項に規定する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校の教育計画に関すること
- (2) 教育課程の編成に関すること
- (3) 学校組織の編成に関すること
- (4) 学校予算の執行に関すること
- (5) 学校施設及び設備等の管理及び整備に関すること

2 校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

## (意見の申し出)

第6条 協議会は、前条第1項各号に掲げる事項のほか、学校の運営全般についてならびに教職員の任用について、校長又は校長を経由して教育委員会に対して、意見を述べることができる。

## (委員の構成等)

第7条 協議会の委員（以下「委員」という）は、原則10名以内とする。ただし、教育長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 保護者等
- (2) 地域住民
- (3) 校長
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他、教育委員会が適当と認める者

2 校長は、委員の選考に当たり、その一部を公募することができる。

3 委員の公募にかかる募集については、要綱の規定に基づく。

4 委員の解嘱等により欠員が生じた場合には、教育委員会は新たな委員を委嘱し、又は任命することができる。

5 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

## (秘密の保持)

第8条 委員は、法令等で特別に定めがある場合を除くほか、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員の任期等)

第9条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から起算して1年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

但し、再任を妨げない。

2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定校の指定の期間が満了したとき、又は指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。但し、会長及び副会長が選出されていないとき、又は緊急を要するときは、協議会の会議は校長が招集し、運営することができる。

また、年度ごとに3回から5回の範囲において計画的を開催する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則とその設置目的に反しない範囲において、協議会の運営に関し必要な事項を定めることができる。

(部会)

第12条 協議会は、学校における教育活動の改善及び充実を図るため、次の各号に掲げる部会を置く。

(1) 学校評価部会…県立学校における学校評価に基づく学校運営の改善の取組（学校評価システム）において、学校運営協議会委員で、第三者の視点で評価を行う有識者2名のほか、会長が指名する委員や、学校生徒の保護者、他の学校関係者による評価（学校関係者評価）を行う部会

(2) 前号に定める部会のほか、学校運営や教育活動の改善及び充実、又は学校と地域との協働の推進に資する取組を行うことを目的としたもので、協議会が認めた部会（以下「学校設置部会」）

2 各部会に属する委員は、協議会の会長（以下「会長」）が指名する。

3 各部会は、会長が指名した委員のほか、学校の教職員及び委員以外の者を構成員とすることができる。

4 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により選出する。

5 部会長が会議を招集し、議事を掌る。

また、部会長に事故があるとき、又は、欠けたときは、副部会長がその職務を行う。

(会議の公開)

第13条 協議会の会議は公開する。但し、特別の事情のあるときはこの限りではない。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(庶務)

第14条 協議会の庶務は、学校が行う。

(その他)

第15条 この規則に定めるものほか、協議会の運営、その他協議会に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

(施行期日)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。